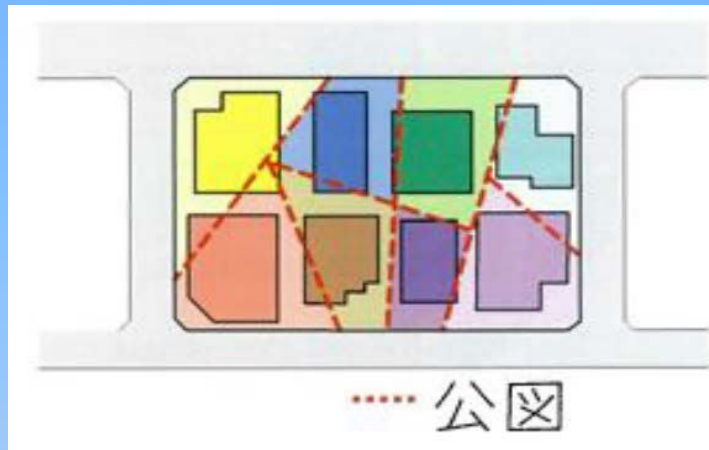


土地の境界確定にかかる支援制度の紹介

例えば、こんなことで悩んでいらっしゃいませんか!?



- ◆ 登記簿と現地が合わないのに、土地を売買したり、家を建替えたりすることができない・・・



- ◆ 近所の人にも困っているみたいで、空家や空地が増えて、治安も悪くなって来ているように感じる・・・



近い将来 こんな状況になる可能性も・・・



裏面に続く

地域の皆さんで相談して、登記を直してみませんか？

「登記簿と現地にズレがあるとこんな問題が！」

○土地の不動産価値低下

- ・土地の範囲が不明のためなかなか買い手が見つからない。
- ・ " 土地を担保にお金を借りれない。
- ・土地の範囲を確定するのに周辺の土地所有者の同意が必要。
- ・ " 測量費用がかかる。



◆個人で土地家屋調査士等に依頼して登記しなおすと数十万円かかりますが、**下記の制度を活用すると負担を軽減することも可能**になります。

【支援制度の事例】

(1) 地籍整備推進調査費補助（面積要件：500㎡以上）

- ・一定水準の調査，測量を実施し、国に届ける制度です。
- ・対象となる費用の約1/3～2/3を補助します。

(2) 地籍整備型土地区画整理事業

（面積要件：(指定容積率／100%)× 地区面積 ≥ 2.0ha）

- ・地籍整備に重点を置いた土地区画整理事業です。
- ・事業にかかる費用や支援についてはお問合せください。



現 状



修正後



ご相談窓口：神戸市役所 都市局 地域整備推進課 地域整備係
電 話：(078) - 595 - 6743